

## 1 4 帰国・外国人児童生徒等への支援

平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、日本に暮らす在留外国人のますますの増加と、それに伴う外国人児童生徒等の増加が予想され、受入れ体制の整備や共生社会の実現に向けた取組が重要となります。自治体や各学校においては、児童生徒の多様な背景を把握し、様々な外部機関と連携しながら支援体制を整備するとともに、帰国・外国人児童生徒等（以下外国人児童生徒等）との共生が、それぞれの地域や学校の子ども達全体の成長につながっていくという認識で支援を行うことも重要です。

平成29年に改訂された学習指導要領では、総則において日本語の習得に困難のある児童生徒への指導が、以下のとおり明記されました。

小学校学習指導要領 総則 第4 2 (2) 及び中学校学習指導要領 総則 第4 2 (2)
海外から帰国した児童（生徒）などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童（生徒）に対する日本語指導 ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。 イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

### 【帰国・外国人児童生徒等への支援及び日本語指導に係る法律等】

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年）

日本語指導が必要な児童生徒に対する、在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程の編成・実施による日本語指導及び学習指導を可能とする。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年）

国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保する。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年）

日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数を新設する。（児童生徒18人に1人）

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年）

外国人児童生徒等への日本語教育及び学習指導の充実のため教員配置や研修を充実させる。

国籍を問わず、日本語指導を必要とする全ての子ども達一人一人について、それぞれの様々な背景や現状をしっかりと把握し、支援することが重要です。



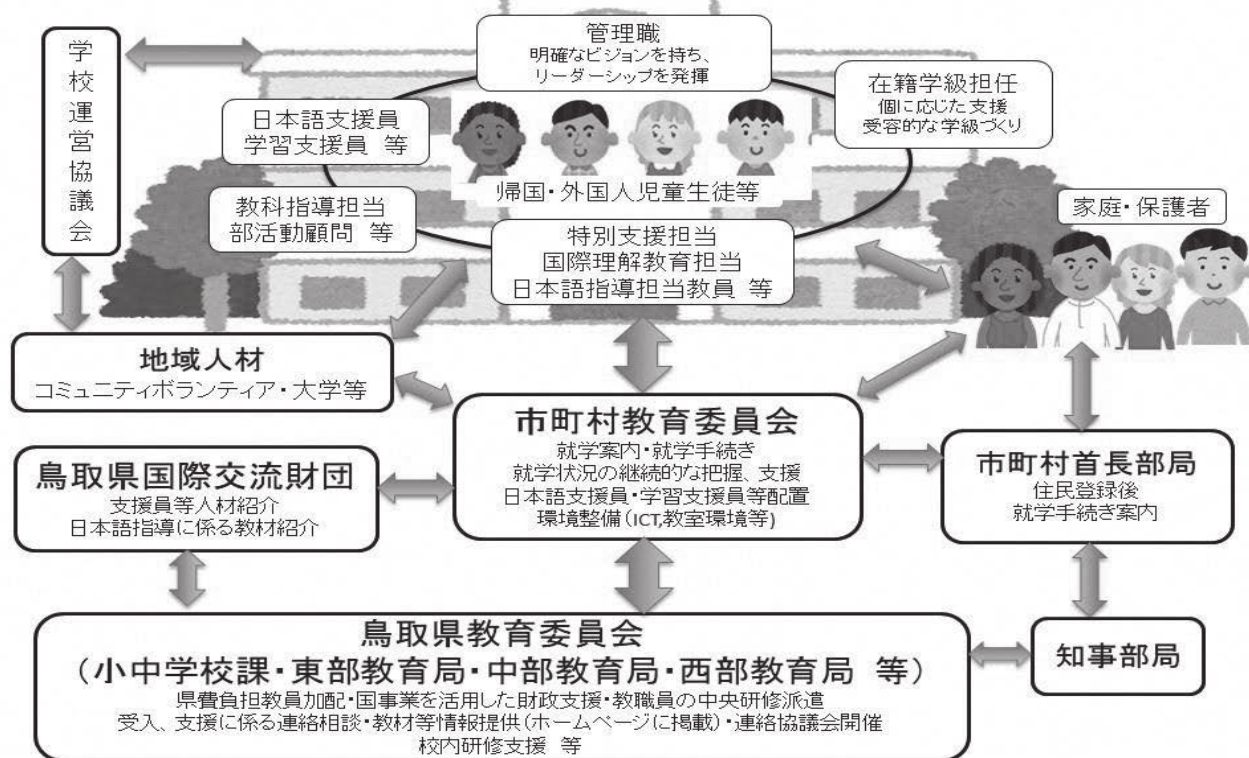
## 1 他機関と連携した帰国・外国人児童生徒等の受入・支援

外国人児童生徒等の受入・支援においては、それぞれの自治体や学校が外部機関や組織内と連携したチームによる体制作りが大変重要です。

各学校への入学や編入の際には、首長部局、教育委員会、学校等が連携をはかり、本人や保護者に対して就学手続きや学校生活についての説明を行うとともに、児童生徒の状況を把握し、必要な支援体制を整えます。その際に、外部専門機関（国際交流財団等）と連携したり学校運営協議会の仕組みを活用したりして、支援にあたる人材を確保することも考えられます。

各学校においては、管理職を中心とした組織的な支援体制を構築することが必要です。また、継続的な支援を行うために、校種間で連携することも大切です。

# 鳥取県における帰国・外国人児童生徒等への支援体制



## 2 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入・支援

### (1) 帰国・外国人児童生徒等の多様性と課題の把握

外国人児童生徒等の現状と背景は多様です。言語や文化等の違いについて、保護者との対話を通して理解を深める事が大切です。多様な背景を理解して初めて、それぞれの児童生徒に適切な支援を行うことができます。給食や体育、学校行事等で配慮が必要な宗教的な背景についても保護者と事前に相談しておく必要があります。

また、児童生徒のキャリア形成を支援する上で、家族的な背景、来日理由や時期、将来設計についての本人や保護者の考えを把握する必要があります。さらに、国や地域によって学校教育の在り方、学校文化が異なることから、来日前の就学、学習経験について把握することも必要となります。受入時の面談等で、次ページの表を参考に、保護者や本人に確認し、記録し、学習支援や生活支援に生かすことが考えられます。

日本語のみでの説明では十分に伝わりにくい場合には、通訳者の同席や、翻訳アプリ等の活用が考えられます。また、学校行事や授業の写真、動画を使用することで、イメージが伝わりやすくなります。

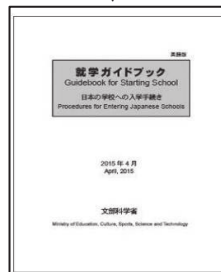
日本の学校教育制度や学校生活全体について説明する際には、文部科学省作成「就学ガイドブック」(7言語で作成)(※1)や、鳥取県教育委員会事務局人権教育課作成「学校生活ガイドブック」(10言語で作成)(※2)を活用するとよいでしょう。「学校生活ガイドブック」には、主な年間行事や学校生活に必要な持ち物についての説明、学校紹介で使える様式や各種案内文の例が紹介されています。また、文部科学省情報検索サイト「かすたねっと」(※3)にも、各自治体が作成した保護者宛文書の各種様式が掲載されており、ダウンロードして使用することができます。

※1～3のURLは最終ページに記載しています。



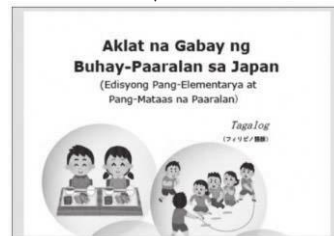
就学ガイドブック

(※1) ↓



学校生活ガイドブック

(※2) ↓



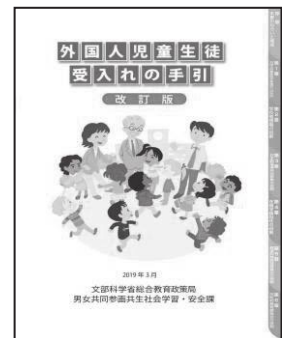
←情報検索サイト「かすたねっと」(※3)

受入時に確認しておくこと（例）	受入時に保護者・本人に伝えておくこと（例）
<input type="checkbox"/> 本名と呼称（姓名の確認） <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢・性別 <input type="checkbox"/> 来日年齢と滞日予定期間 <input type="checkbox"/> 健康の状態（持病や病歴・アレルギーの有無） <input type="checkbox"/> 趣味等（得意なことや興味のあること） <input type="checkbox"/> 来日前の教科学習経験（日本に来る前の最終学年、教育課程について把握） <input type="checkbox"/> 学習状況（基礎的学力や家庭での学習状況、教科の得意不得意） <input type="checkbox"/> 進路希望（将来の夢や高校への進学希望等） <input type="checkbox"/> 日本語の力（保護者も含め、どの程度日本語で理解できるか）及び日本語学習歴 <input type="checkbox"/> 家族構成（家族の状況等） <input type="checkbox"/> 家庭での使用言語や宗教等、生活文化の状況（学校生活上配慮すべきことの有無） <input type="checkbox"/> 保護者の勤務先、勤務内容 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡先、連絡手段（支援者、通訳等についても確認）	<input type="checkbox"/> 学年、学級、学級担任の名前 <input type="checkbox"/> 当面必要な持ち物（上靴、筆記用具、給食セット、体操服等） <input type="checkbox"/> 登下校の方法 <input type="checkbox"/> 教育課程（教科等） <input type="checkbox"/> 教育課程外の教育活動（給食、掃除、部活動等） <input type="checkbox"/> 学校生活の一日の流れ（登校時間、下校時間、時程等） <input type="checkbox"/> 学校の施設の使い方（靴箱、教室、トイレ、保健室、職員室等を案内） <input type="checkbox"/> 学校の電話番号、遅刻や欠席をするときの連絡方法 <input type="checkbox"/> 学校で必要となる費用（給食費、PTA会費等）と納入方法 <input type="checkbox"/> 主な学校行事（遠足、授業参観・保護者会、休日に開催される運動会など）

外国人児童生徒等は自分の母語や母文化とは異なる環境で学び、家庭環境や経済環境においても多様な背景を持っていることを把握しつつ、下記の点に留意しながら支援を行うことが必要です。

- ◇ 学校への適応、在籍学級や、日本語教室等居場所の確保
- ◇ 「学習するための言語能力」の習得
- ◇ キャリア形成支援、学力の向上
- ◇ 本人が母文化や母語を大切にし、自尊感情が高められるような支援

文部科学省作成「外国人児童生徒受入れの手引」（改訂版）（※4）には、受入れや支援についての考え方やポイント、具体例が載っていますので、参考にしてください。



外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)(※4)

## （２）校内体制における役割

学校全体で支援体制を構築し、校内の教職員それぞれが自分の役割を認識し、共通理解をした上で連携して教育に当たることが大切です。ここでは、管理職、在籍学級担任、日本語指導担当教師の３つの役割について説明します。なお、日本語指導教師については、専任の場合もありますが、学級担任、国際理解教育担当者や特別支援教育担当者及び、市町村などから派遣される支援者がこの役割を務めなければならない場合もあります。また、実際に日本語指導を行う者と、様々なコーディネーター役となる者が異なる場合もあります。いずれにしても、誰が中心的な役割を担うか確認することが必要です。

### ◇管理職：明確なビジョンを示し、リーダーシップを発揮

- ・ 温かい雰囲気での面接の実施
- ・ 担任への支援
- ・ 日本語指導や学習支援のための環境整備
- ・ 全教職員で取組む体制の構築
- ・ 外部機関との連携の窓口

### ◇在籍学級担任：温かな姿勢としっかりと配慮した受入れ体制づくり

- ・ 該当児童生徒への初期指導
- ・ 必要に応じて、特別の教育課程の編成、個別の指導計画を作成（※5）
- ・ 学級での人間関係についてのきめ細かな配慮
- ・ 保護者との連携、進路指導

### ◇日本語指導担当教師：「入り込み指導」または「取り出し指導」による支援、居場所づくり

- ・ 校内の連携、共通理解（個別の指導計画の作成）
- ・ 外部機関や地域との連携、共通理解
- ・ 家庭との連携、共通理解
- ・ 日本語指導計画の作成、実施

### (3) 日本語指導の基本的な考え方

- ・児童生徒を多角的に把握し、個に応じた指導を行う。
- ・「生活言語」と「学習言語」の習得や発達に違いがあることを理解した指導を行う。（【図1】参照）
- ・児童生徒の興味関心や必要性を考慮しながら、既習表現を繰り返し指導する。
- ・日本語の力を測る上では「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」（※6）の活用とあわせて、授業中の観察、発表や作文等により多面的・多角的に把握する。

#### <日本語指導プログラム例>

- ・「サバイバル日本語」プログラム：挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現等、来日初期に必要な知識や、行動する力をつける
- ・「日本語基礎」プログラム：文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を学ぶ
- ・「技能別日本語」プログラム：「聞く」「話す」「読む」「書く」のどれか一つに焦点を絞った学習
- ・「日本語と教科の統合学習」プログラム：教科等の内容と日本語の表現を組み合わせた学習。文部科学省で「学校教育におけるJSLカリキュラム」（※7）を開発。
- ・「教科の補助」プログラム：教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導で補助を受けたりしながら学ぶ。

#### <個別の指導計画の作成>（【図2】参照）

児童生徒一人一人に合わせた個別の指導計画を作成して「特別の教育課程」による指導等を行うことが可能です。（※5）指導の期間や頻度を決めると同時に、上記のプログラムを参考に、コース設計をします。

#### 補足① 第二言語としての日本語

外国人児童生徒等の多くは、家庭内では母国の言語、一歩外にすれば日本語で生活しています。2つの言語で生活をしている彼らにとっての日本語は、「外国語」ではなく、生活のための第二の言語なのです。彼らが「日本語」を学ぶことは、「日本で暮らすこと」を学ぶことでもあります。このような捉え方をJSL(Japanese as a Second Language)と言います。

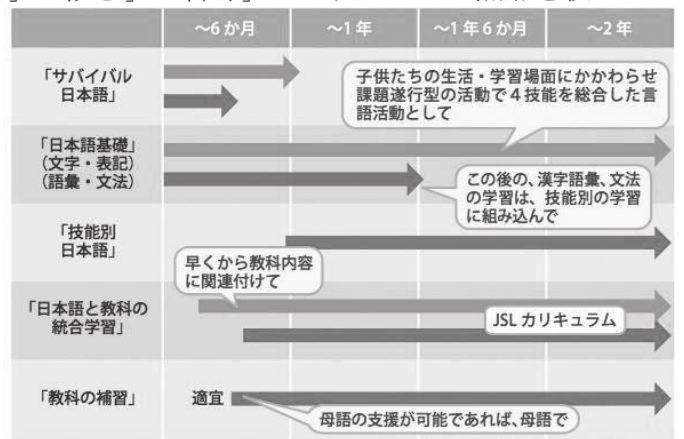
#### 補足② 生活言語能力と学習言語能力

長年日本語指導を担当し、多くの外国人児童生徒等を観察してきた教師から「日常会話は出来ても、授業などの学習に参加出来ない子供が多い。日常会話の力と、学習で求められる力は違う。」という声をよく耳にします。

この2つの能力は、一般には「生活言語能力」と「学習言語能力」と呼ばれています。前者は、1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力であり、後者は、教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力です。「生活言語能力」については、ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付きますが、教師による支援も必要です。一方、「学習言語能力」については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。日本語指導担当教師が中心となった計画的な支援が必要になります。



【図1】生活言語と学習言語 外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)p.25



【図2】コース設計 プログラムの組み合わせ例

外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版)p.34



在籍学級における授業では、指示の明確化や視覚教材の活用や板書の工夫など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくりをすることが考えられます。外国人児童生徒等への支援は、周りの子どもたちの学習内容理解の深まりや学びの広がりにつながり、多様性を認め合う受容的な集団の育成にもつながっていく、という視点を大切にしましょう。

#### 参考URL

- ※1 文部科学省「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」（7言語の就学案内）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)
- ※2 鳥取県教育委員会事務局人権教育課「学校生活ガイドブック」（令和2年現在10言語で掲載）  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?itemid=338104#itemid338104>
- ※3 文部科学省 情報検索サイト「かすたねっと」  
<https://casta-net.mext.go.jp/>
- ※4 文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」（平成31年改訂）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)
- ※5 「特別の教育課程」学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)
- ※6 文部科学省「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)
- ※7 文部科学省「学校教育におけるJSLカリキュラム」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm)